

**縦覧用**

**令和 8 年度**

**清川村簡易水道事業水質検査計画**

**令和 8 年 3 月**

**清川村環境上下水道課**

## 令和 8 年度 清川村簡易水道事業水質検査計画

清川村簡易水道事業では、水道水が水質基準に適合し、安全で良質であることを保証するため、水道法施行規則第 15 条第 6 項の規定に基づき、水質検査計画を策定します。

### 《水質検査計画とは》

水質検査は、水道水の安全性を確保するために不可欠であり、水道水における水質管理の中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するため、水質検査項目や検査頻度等を定めたもので、水道事業者は水道法（以下「法」という。）により毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しなければならないとされています。

### 《水質検査計画の内容》

- ① 基本方針
- ② 水道事業の概要
- ③ 原水及び水道水の状況
- ④ 水質検査項目及び検査頻度
- ⑤ 検査地点
- ⑥ 水質検査方法
- ⑦ 臨時の水質検査
- ⑧ 水質検査計画及び検査結果の公表
- ⑨ 関係者との連携

## 1 基本方針

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）及び水源とします。
- (2) 検査項目は、法で検査が義務付けられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断される項目とします。
- (3) 検査頻度は、法及び過去の検査結果などに基づき、項目に応じて頻度を設定します。

## 2 水道事業の概要

### (1) 事業計画の概要

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| ① 給水区域   | 清川村一円（丹沢札掛地区を除く。） |
| ② 計画給水人口 | 5,000 人           |
| ③ 計画給水量  | 一人 1 日平均給水量 442 ㍓ |

一人1日最大給水量 650 ℓ

1日最大給水量 3,250 m<sup>3</sup>

(2) 給水状況（令和6年度実績）

① 給水人口 2,633人

② 1日最大給水量 2,158 m<sup>3</sup>

③ 1日平均給水量 1,646 m<sup>3</sup>

(3) 水源施設の概要

① 塩水水源

中津川起点（本谷川と塩水川の合流点）の下流部において、集水井により伏流水を取水し、φ250 導水管（延長約6 km）により青藤沢減圧井を経て、宮ヶ瀬浄水場まで自然流下により導水しています。

② 辺室沢水源（予備施設）

辺室沢の旧第二砂防堰堤上流部において、集水井により伏流水を取水し、φ200 導水管（延長約1 km）により自然流下で二天王低区浄水場まで導水しています。

この水源は、煤ヶ谷地区簡易水道の創設時に整備したもので、地震災害時等における煤ヶ谷地区への配水機能を確保するため、予備施設として使用するものです。

(4) 浄水施設の概要

① 宮ヶ瀬浄水場

所在地	水源名	処理方式	処理能力
清川村宮ヶ瀬 1,627-4	塩水水源	急速ろ過	3,250 m <sup>3</sup> /日

② 二天王低区浄水場（予備施設）

所在地	水源名	処理方式	処理能力
清川村煤ヶ谷 2,906-1	辺室沢水源	急速ろ過	1,440 m <sup>3</sup> /日

### 3 原水及び水道水の状況

本村の取水流域には、原水の汚染要因となる事業所や産業廃棄物処分場などがなく、水質的には非常に恵まれた状況にあり、良好な河川水を取水して適切な浄水処理を行い、水質基準を十分満足した安全で良質な水道水を供給しています。

なお、水質管理上において留意すべき項目、また浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目は、次のとおりです。

(1) 水質管理上において留意すべき項目

水源名	原水の汚染要因	水質管理上留意すべき項目
塩水水源	降雨等による濁水等の発生	濁度・放射性物質
辺室沢水源 (予備水源)	降雨等による濁水等の発生	濁度・放射性物質 <sup>(※1)</sup>

※1：必要に応じて検査を行います。

(2) 浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目

浄水場使用薬品及び 資機材からの由来で 注意すべき項目	アルミニウム（アルミニウム系凝集剤（PAC） を使用している。）
	臭素酸・塩素酸（次亜塩素酸ナトリウムに不純物 として含有する可能性がある。）

#### 4 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果（遊離残留塩素）については、法の規定に基づき、1日1回の検査を行います。

(2) 水質基準項目検査（52項目）

水質基準項目及び検査の頻度については、表1のとおり計画的に実施します。

(3) 病原微生物及び指標菌検査

病原微生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）については、年1回の検査を行い、病原微生物については、必要に応じて検査を行います。

なお、本村におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれ（リスクレベル）については、厚生労働省が定める「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水での指標菌の検出の有無、原水の種別及びろ過設備の整備状況から判断した結果、リスクレベルが「レベル3」に該当するため、適切なる過処理を行う必要があります。

(4) 放射性物質検査

水道原水及び浄水中の放射性物質（放射性セシウム134及び137）については、過去に放射性物質が検出されていないため、厚生労働省が定める「水道水中の放射性物質のモニタリング方針」に基づき、3月に1回の検査を行います。

なお、放射性物質が検出された場合は、検査頻度を増やして監視を強化します。

## 5 検査地点

### (1) 毎日検査・水質基準項目検査・病原微生物及び指標菌検査

#### ① 給水栓

毎日検査（色・濁り・消毒の残留効果）については、清川村役場内の給水栓で行います。

水質基準項目検査については、次の場所で行います。

宮ヶ瀬浄水場系	清川下水浄化センター用給水ポンプ室
二天王低区浄水場系	二天王高区配水池進入路内の給水栓

#### ② 水源

河川の水質変化や病原微生物の状況等を確認するため、塩水水源及び辺室沢水源の取水地点で検査を行います。

### (2) 放射性物質検査

#### ① 給水栓

浄水場における浄水中の放射性物質を確認するため、宮ヶ瀬浄水場内の給水栓で検査を行います。

#### ② 水源

水源における原水中の放射性物質を確認するため、塩水水源の取水地点で検査を行います。

## 6 水質検査方法

### (1) 水質基準項目検査・病原微生物及び指標菌検査

水質基準項目・病原微生物及び指標菌の検査については、法第20条第3項による登録水質検査機関に委託して行います。

また、検査方法については、次のとおりです。

#### ① 水質基準項目検査

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

#### ② 病原微生物及び指標菌検査

厚生労働省が定める「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法」により行います。

### (2) 放射性物質検査

放射性物質の検査については、放射能を測定することができる水道事業

者等に委託して行います。

また、検査方法については、厚生労働省が定める「水道水等の放射能測定マニュアル」により行います。

## **7 臨時の水質検査**

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合は、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源水質の著しい悪化や水源に異常があったとき
- (2) 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき
- (3) 浄水処理の過程で異常があったとき
- (4) 配水管などの水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (5) その他特に必要があると認められるとき

## **8 水質検査計画及び検査結果の公表**

水質検査計画及び検査結果については、環境上下水道課窓口で閲覧できるほか、清川村ホームページで公表します。

## **9 関係者との連携**

水源等で水質汚染事故が発生した場合は、県保健福祉事務所及び県央地域県政総合センター環境部などの関係機関と情報交換を図りながら、現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行います。

表 1 水質基準項目及び検査頻度

① 宮ヶ瀬浄水場系（塩水水源分）

水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年 の最大値	基本検査 頻度	検査省略 頻度	検査頻度(年間)		設 定 理 由
					浄 水	原 水	
1 一般細菌	100個/ml	1個/ml	月1回	月1回	12回	1回	省略不可項目
2 大腸菌	不検出	不検出					
3 カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	年4回	3年1回	1回	1回	検査頻度を3年に1回まで省略可能な項目だが安全性を確認するため年1回実施
4 水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5 セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6 鉛及びその化合物	0.01	<0.001					
7 ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8 六価クロム化合物	0.02	<0.002					
9 亜硝酸態窒素	0.04	<0.004					
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	年4回	年4回	4回	1回	省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.33	年4回	3年1回	1回	1回	検査頻度を3年に1回まで省略可能な項目だが安全性を確認するため年1回実施 No. 20は令和8年度より実施
12 フッ素及びその化合物	0.8	<0.08					
13 ホウ素及びその化合物	1.0	<0.1					
14 四塩化炭素	0.002	<0.0002					
15 1,4-ジオキサン	0.05	<0.005					
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001					
17 ジクロロメタン	0.02	<0.001					
18 テトラクロロエチレン	0.01	<0.001					
19 トリクロロエチレン	0.01	<0.001					
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005	<0.000005					
21 ベンゼン	0.01	<0.001					
22 塩素酸	0.6	0.19					
23 クロロ酢酸	0.02	<0.002					
24 クロロホルム	0.06	0.006					
25 ジクロロ酢酸	0.03	<0.003					
26 ジブromokロロメタン	0.1	<0.001					
27 臭素酸	0.01	<0.001					
28 総トリハロメタン	0.1	0.003					
29 トリクロロ酢酸	0.03	<0.003					
30 ブロモジクロロメタン	0.03	0.001					
31 ブロモホルム	0.09	<0.001					
32 ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
33 亜鉛及びその化合物	1.0	<0.01	年4回	3年1回	1回	1回	安全性を確認するため年1回実施
34 アルミニウム及びその化合物	0.2	0.037	年4回	年4回	4回	1回	基本検査頻度
35 鉄及びその化合物	0.3	<0.03	年4回	3年1回	1回	1回	検査頻度を3年に1回まで省略可能な項目だが安全性を確認するため年1回実施
36 銅及びその化合物	1.0	<0.01					
37 ナトリウム及びその化合物	200	2.3					
38 マンガン及びその化合物	0.05	<0.005					
39 塩化物イオン	200	1.8	月1回	月1回	12回	1回	省略不可項目
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	31	年4回	年1回	1回	1回	安全性を確認するため年1回実施
41 蒸発残留物	500	62					
42 陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	発生時期 に月1回	3年1回	4回	1回	検査頻度を3年に1回まで省略可能な項目だが安全性を確認するため年1回実施
43 ジェオスミン	0.00001	<0.000001					
44 2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001					
45 非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	年4回	年4回	4回	1回	基本検査頻度 検査頻度を3年に1回まで省略可能な項目だが安全性を確認するため年1回実施
46 フェノール類	0.005	<0.0005					
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.9	月1回	月1回	12回	1回	省略不可項目
48 pH値	5.8~8.6	7.8					
49 味	異常でないこと	異常なし					
50 臭気	異常でないこと	異常なし					
51 色度	5度	<1.0度					
52 濁度	2度	<0.1度					

② 月別検査計画 [宮ヶ瀬浄水場系 (塩水水源分) ]

水質基準項目	月 別												計 (浄水のみ)	
	4月	5月	6月	7月	8月		9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
	浄水	浄水	浄水	浄水	浄水	原水	浄水	浄水	浄水	浄水	浄水	浄水		浄水
1 一般細菌	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
2 大腸菌	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
3 カドミウム及びその化合物					○	◎								1回
4 水銀及びその化合物					○	◎								1回
5 セレン及びその化合物					○	◎								1回
6 鉛及びその化合物					○	◎								1回
7 ヒ素及びその化合物					○	◎								1回
8 六価クロム化合物					○	◎								1回
9 亜硝酸態窒素		○			○	◎			○			○		4回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○	◎			○			○		4回
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○	◎			○			○		4回
12 フッ素及びその化合物					○	◎								1回
13 ホウ素及びその化合物					○	◎								1回
14 四塩化炭素					○	◎								1回
15 1,4-ジオキサン					○	◎								1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン					○	◎								1回
17 ジクロロメタン					○	◎								1回
18 テトラクロロエチレン					○	◎								1回
19 トリクロロエチレン					○	◎								1回
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)					○	◎								1回
21 ベンゼン					○	◎								1回
22 塩素酸		○			○				○			○		4回
23 クロロ酢酸		○			○				○			○		4回
24 クロロホルム		○			○				○			○		4回
25 ジクロロ酢酸		○			○				○			○		4回
26 ジブロモクロロメタン		○			○				○			○		4回
27 臭素酸		○			○				○			○		4回
28 総トリハロメタン		○			○				○			○		4回
29 トリクロロ酢酸		○			○				○			○		4回
30 ブロモジクロロメタン		○			○				○			○		4回
31 ブロモホルム		○			○				○			○		4回
32 ホルムアルデヒド		○			○				○			○		4回
33 亜鉛及びその化合物					○	◎								1回
34 アルミニウム及びその化合物		○			○	◎			○			○		4回
35 鉄及びその化合物					○	◎								1回
36 銅及びその化合物					○	◎								1回
37 ナトリウム及びその化合物					○	◎								1回
38 マンガン及びその化合物					○	◎								1回
39 塩化物イオン	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)					○	◎								1回
41 蒸発残留物					○	◎								1回
42 陰イオン界面活性剤					○	◎								1回
43 ジェオスミン					○	◎								1回
44 2-メチルイソボルネオール					○	◎								1回
45 非イオン界面活性剤		○			○	◎			○			○		4回
46 フェノール類					○	◎								1回
47 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
48 pH値	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
49 味	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
50 臭気	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
51 色度	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
52 濁度	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回

③ 月別検査計画 [二天王低区浄水場系 (辺室予備水源分)]

水質基準項目	月 別												計 (浄水のみ)	
	4月	5月	6月	7月	8月		9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
	浄水	浄水	浄水	浄水	浄水	原水	浄水	浄水	浄水	浄水	浄水	浄水		浄水
1 一般細菌	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
2 大腸菌	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
3 カドミウム及びその化合物					○	◎								1回
4 水銀及びその化合物					○	◎								1回
5 セレン及びその化合物					○	◎								1回
6 鉛及びその化合物					○	◎								1回
7 ヒ素及びその化合物					○	◎								1回
8 六価クロム化合物					○	◎								1回
9 亜硝酸態窒素		○			○	◎			○			○		4回
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○	◎			○			○		4回
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○	◎			○			○		4回
12 フッ素及びその化合物					○	◎								1回
13 ホウ素及びその化合物					○	◎								1回
14 四塩化炭素					○	◎								1回
15 1,4-ジオキサン					○	◎								1回
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン					○	◎								1回
17 ジクロロメタン					○	◎								1回
18 テトラクロロエチレン					○	◎								1回
19 トリクロロエチレン					○	◎								1回
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)					○	◎								1回
21 ベンゼン					○	◎								1回
22 塩素酸		○			○				○			○		4回
23 クロロ酢酸		○			○				○			○		4回
24 クロロホルム		○			○				○			○		4回
25 ジクロロ酢酸		○			○				○			○		4回
26 ジブロモクロロメタン		○			○				○			○		4回
27 臭素酸		○			○				○			○		4回
28 総トリハロメタン		○			○				○			○		4回
29 トリクロロ酢酸		○			○				○			○		4回
30 ブロモジクロロメタン		○			○				○			○		4回
31 ブロモホルム		○			○				○			○		4回
32 ホルムアルデヒド		○			○				○			○		4回
33 亜鉛及びその化合物					○	◎								1回
34 アルミニウム及びその化合物		○			○	◎			○			○		4回
35 鉄及びその化合物					○	◎								1回
36 銅及びその化合物					○	◎								1回
37 ナトリウム及びその化合物					○	◎								1回
38 マンガン及びその化合物					○	◎								1回
39 塩化物イオン	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
40 カルシウム・マグネシウム等(硬度)					○	◎								1回
41 蒸発残留物					○	◎								1回
42 陰イオン界面活性剤					○	◎								1回
43 ジェオスミン					○	◎								1回
44 2-メチルイソボルネオール					○	◎								1回
45 非イオン界面活性剤		○			○	◎			○			○		4回
46 フェノール類					○	◎								1回
47 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
48 pH値	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
49 味	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
50 臭気	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
51 色度	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回
52 濁度	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	12回

# 水道施設案内図

二天王低区浄水場(予備施設)

清川村役場

二天王高区配水池

辺室沢水源(予備施設)

土山峠接合井

宮ヶ瀬浄水場

塩水水源

# 参 考 デ ー タ 等

①	水質基準項目の解説	.....	P 12
②	シート A (過年度データ)	.....	P 15
③	シート B (水源地域の汚染状況等)	.....	P 17
④	シート C (浄水方法)	.....	P 18
⑤	シート D (送水・配水・給水の状況及び資機材の状況) …		P 19
⑥	シート E (薬品の使用状況)	.....	P 20
⑦	シート F (検査頻度の総合判定)	.....	P 21
⑧	シート G (水質検査計画における実施頻度の決定)	.....	P 22

## 水 質 基 準 項 目 の 解 説

項 目	基 準 値	解 説
01 一般細菌	100個/mℓ以下	消毒効果の確認や一般的清浄度を示す指標です。水道水は、塩素消毒で除去され、ほとんど検出されませんが、これが著しく増加した場合は、病原生物に汚染されている疑いがあります。
02 大腸菌	検出されないこと	人・動物の腸管内や土壌に存在しており、糞便汚染の指標です。水道水は、塩素消毒で除去され、検出されませんが、大腸菌を含む水は、病原生物に汚染されている疑いがあります。
03 カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	河川水等に検出されることはまれですが、鉱山排水や工場排水等から混入することがあります。イタイイタイ病の原因物質として知られています。
04 水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	工場排水や下水等の混入によって、河川水等で検出されることがあります。有機水銀化合物は、水俣病の原因物質として知られています。
05 セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	鉱山排水や工場排水等の混入によって、河川水等で検出されることがあります。生体微量必須元素ですが、濃度が高くなると、中枢神経系に障害が起こります。
06 鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	鉱山排水や工場排水等の混入によって、河川水等で検出されることがあります。水道水中で検出される鉛は、軟水やpH値の低い水において、鉛管からの溶出に由来することがあります。
07 ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	鉱山排水や工場排水等の混入によって、河川水等で検出されることがあります。また、地質等に存在して、地下水で検出される場合があります。
08 六価クロム化合物	0.02mg/ℓ以下	環境中に天然に含まれるクロムは、三価のものに限られ、六価のクロムは、鉱山排水や工場排水等の混入によって、河川水等で検出されることがあります。
09 亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	硝酸態窒素より非常に低濃度で存在し、窒素肥料や腐敗した動植物、生活排水、工場排水等に由来する有機窒素化合物の分解によって生成されます。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	水道水源の毒性物質汚染を判断する指標で、工場排水等の混入によって、河川水等で検出されることがあります。青酸カリに代表される毒性の高い物質として知られています。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	窒素肥料や腐敗した動植物、生活排水、下水等の混入によって、河川水等で検出されます。高濃度に含まれると、幼児にメトヘモグロビン血症を起こすことがあります。
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	主として地質や工場排水等の混入によって、河川水等で検出されます。適量摂取は、虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると、斑状歯の症状が現れることがあります。
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	自然由来のホウ素は、火山地域の地下水等に含まれていることがあります。また、工場排水から自然水に混入することがあります。
14 四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	揮発性有機化学物質で、フロンガスの原料や金属洗浄用溶剤、塗料、ドライクリーニング等に使用され、地下水汚染物質として知られています。
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	洗剤等の製品中に不純物として存在し、工場排水や生活排水等から河川水に混入することがあります。
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	合成化学物質で、化学合成原料や塗料、ドライクリーニング等に使用され、地下水汚染物質として知られています。
17 ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	合成化学物質で、化学合成原料や塗料等に使用され、地下水汚染物質として知られています。
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	合成化学物質で、化学合成原料や塗料、ドライクリーニング等に使用され、地下水汚染物質として知られています。
19 トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	合成化学物質で、化学合成原料や塗料、金属脱脂剤等に使用され、地下水汚染物質として知られています。
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005mg/ℓ以下	水や油をはじく特性を持つ有機フッ素化合物(PFAS)の一種です。撥水・撥油剤や泡消火剤として広く使われましたが、環境中や体内で分解・蓄積しやすく、健康への影響が懸念されているため、現在では製造・輸入が原則禁止されています。水質基準に関する省令改正に基づき、令和8年度より追加されました。
21 ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	揮発性有機化学物質で、染料や合成ゴム、合成洗剤、合成繊維等の原料として使用され、地下水汚染物質として知られています。発がん性が認められています。
22 塩素酸	0.6mg/ℓ以下	水道水の消毒剤として使用している次亜塩素酸ナトリウムの酸化により生成されます。
23 クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
24 クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンの成分の一つです。発がん性のある可能性が高い物質です。
25 ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。

項 目	基 準 値	解 説
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下 原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンの成分の一つです。発がん性のある可能性が高い物質です。
27	臭素酸	0.01mg/ℓ以下 消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含まれる臭素が酸化されて生成されます。発がん性のある可能性が高い物質です。
28	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下 水道水から検出される4種の化合物（クロロホルム・ジブロモクロロメタン・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム）の合計を総トリハロメタンといいます。
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下 原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下 原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンの成分の一つです。発がん性のある可能性が高い物質です。
31	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下 原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンの成分の一つです。発がん性のある可能性が高い物質です。
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下 原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。シックハウス症候群の原因物質として知られています。
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下 鉱山排水、工場排水等の混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると、白濁の原因となります。
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下 工場排水等の混入や浄水処理に使用しているアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると、白濁の原因となります。
35	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下 鉱山排水、工場排水等の混入や鉄管に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると、異臭味（カナ気）や洗濯物等を赤褐色に着色する原因となります。
36	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下 鉱山排水、工場排水等の混入や給水装置の銅管等からの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると、洗濯物等を青色に着色する原因となります。
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下 工場排水や海水、塩素処理等の水処理に由来し、高濃度に含まれると、味覚を損なう原因となります。
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下 地質や鉱山排水、工場排水の混入によって、河川水等で検出されることがあり、消毒剤の塩素で酸化されると、黒い水の原因となることがあります。
39	塩化物イオン	200mg/ℓ以下 地質や海水の浸透、下水、家庭排水、工場排水、し尿等の混入によって、河川水等で検出され、高濃度に含まれると、味覚を損なう原因となります。
40	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下 硬度とは、カルシウムとマグネシウムの合計量をいいます。主として地質に由来し、硬度が低い水（軟水）は、淡泊でコクのない味がし、硬度が高い水（硬水）は、口に残るような味がし、石鹸の泡立ちを悪くします。
41	蒸発残留物	500mg/ℓ以下 水を蒸発させたときに得られる残留物の総量です。主な成分は、カルシウムやマグネシウム、ケイ酸等の塩類及び有機物で、残留物が多いと苦味や渋味等が増し、適度に含まれるとまるやかさを出すとされます。
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下 合成洗剤の主要な成分で、生活排水や工場排水等の混入に由来し、高濃度に含まれると、泡立ちの原因となります。
43	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下 湖沼等で富栄養化現象に伴って発生する異臭味の原因物質で、アナベナ等の藍藻類によって産生され、かび臭を発生します。
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下 湖沼等で富栄養化現象に伴って発生する異臭味の原因物質で、フォルミジウムやオシラトリア等の藍藻類によって産生され、かび臭を発生します。
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下 合成洗剤の主要な成分で、生活排水や工場排水等の混入に由来し、高濃度に含まれると、泡立ちの原因となります。
46	フェノール類	0.005mg/ℓ以下 工場排水等の混入によって、河川水等で検出されることがあり、微量であっても、異臭味の原因となります。
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3.0mg/ℓ以下 全有機炭素は、有機化合物を構成する炭素の量を示すもので、水中の有機物濃度を推定する指標として用いられ、土壌に起因するほか、し尿や下水、工場排水等の混入によって増加します。
48	pH値	5.8以上8.6以下 水の酸性・アルカリ性を示す指標で、0から14の数値で表され、7を中性とし、7より小さくなるほど酸性が強くなり、大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
49	味	異常でないこと 水の味は、地質又は海水、工場排水、化学薬品等の混入及び藻類等の繁殖に伴うもののほか、水道管の内面塗装等に起因することもあります。
50	臭気	異常でないこと 水の臭気は、藻類等の繁殖、工場排水や下水の混入、地質等に伴うもののほか、水道管の内面塗装等に起因することもあります。
51	色度	5度以下 水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば、無色な水といえます。
52	濁度	2度以下 水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば、濁りのない透明な水といえます。

シートA (過年度データ)

① 浄水《宮ヶ瀬浄水場分》(採水場所:二天王高区配水池【R4から舟沢自治会館、R6から下水浄化センター給水ポンプ室】)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	基準値 (mg/L)	H28年度 (8/16)	H29年度 (8/16)	H30年度 (8/7)	R元年度 (8/14)	R2年度 (8/19)	R3年度 (8/24)	R4年度 (8/22)	R5年度 (8/8)	R6年度 (8/8)	R7年度 (8/14)	過去3年 の最大値	基準値との比較			シートA としての 検査頻度	備 考	
																1/5以下	1/10以下	その他			
																1回/年	1回/3年	基本頻度			
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/mL	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				1回/月		
基2	大腸菌	不可	1回/月	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出				1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	可	1回/3月	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		○		1回/3年		
基4	水銀及びその化合物			0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		○			
基5	セレン及びその化合物			0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			
基6	鉛及びその化合物			0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			
基7	ヒ素及びその化合物			0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			
基8	六価クロム化合物			0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	<0.002		○			
基9	亜硝酸態窒素			0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		○			
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン			不可	1回/3月	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			1回/3月
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			10	0.33	0.34	0.23	0.26	0.24	0.23	0.34	0.33	0.29	0.33	0.33		○				
基12	フッ素及びその化合物	可	1回/3月	0.8	<0.08	<0.05	<0.05	<0.08	<0.05	<0.08	<0.05	<0.08	<0.05	<0.08	<0.08		○		1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物			1.0	<0.1	<0.02	<0.02	<0.1	<0.02	<0.1	<0.02	<0.1	0.006	<0.1	<0.1		○				
基14	四塩化炭素			0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002		○				
基15	1,4-ジオキサン			0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		○				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			0.04	<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001		○			
基17	ジクロロメタン			0.02	<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.001	<0.001		○			
基18	テトラクロロエチレン			0.01	<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.001	<0.001		○			
基19	トリクロロエチレン			0.01	<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.001	<0.001		○			
基21	ベンゼン			0.01	<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.0002	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.001	<0.001		○			
基22	塩素酸					0.6	<0.06	<0.06	<0.06	0.07	<0.06	<0.06	<0.06	0.19	0.07	0.09	0.19	○			
基23	クロロ酢酸			0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002		○					
基24	クロロホルム			0.06	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.006	0.003	0.0021	0.007	0.007	○					
基25	ジクロロ酢酸			0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.003		○					
基26	ジブロモクロロメタン			0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.0001	<0.001	<0.001		○					
基27	臭素酸	不可	1回/3月	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○		1回/3月			
基28	総トリハロメタン			0.1	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.007	0.003	0.0029	0.008	0.008		○				
基29	トリクロロ酢酸			0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.001	<0.003	<0.003		○					
基30	ブロモジクロロメタン			0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.0007	0.001	0.001		○				
基31	ブロモホルム			0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.001		○				
基32	ホルムアルデヒド			0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.005	<0.008	<0.008		○					
基33	亜鉛及びその化合物	可	1回/3月	1.0	<0.001	<0.01	<0.01	<0.001	<0.01	<0.001	<0.01	0.001	<0.001	<0.001	0.001		○		1回/3年		
基34	アルミニウム及びその化合物			0.2	0.06	0.02	<0.02	0.06	0.06	0.05	0.04	0.04	0.037	0.04	0.04	0.04	○		1回/年		
基35	鉄及びその化合物			0.3	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.01	<0.03	<0.03		○				
基36	銅及びその化合物			1.0	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.001	<0.01	<0.01		○		1回/3年		
基37	ナトリウム及びその化合物			200	2.6	2.4	2.3	2.5	2.3	2.3	2.3	2.7	2.3	2.5	2.7		○				
基38	マンガン及びその化合物			0.05	<0.001	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		○			
基39	塩化物イオン			不可	1回/月	200	1.8	1.3	1.5	1.9	2.6	1.7	1.7	1.8	1.6	1.7	1.8		○		1回/月
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)			300	31	29	27	28	28	27	27	31	28	26	31	○			1回/年		
基41	蒸発残留物			500	55	30	47	59	52	63	45	62	61	53	62	○					
基42	陰イオン界面活性剤			0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		○				
基43	ジェオスミン	可	原因藻類発生時期に1回/月	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○		1回/3年		
基44	2-メチルイソボルネオール			0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		○				
基45	非イオン界面活性剤			0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005	<0.002	<0.005		○		1回/3月	検査頻度変更	
基46	フェノール類			0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		○		1回/3年		
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3.0	<0.3	<0.2	<0.2	<0.3	<0.2	<0.3	<0.2	<0.3	0.2	<0.3	<0.3		○		1回/月		
基48	pH値			5.8~8.6	7.5	7.5	7.5	7.6	7.7	7.6	7.5	7.7	7.6	7.8	7.8			○			
基49	味			異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					
基50	臭気			異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					
基51	色度			5度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<1.0	<0.5	<1.0	○				
基52	濁度			2度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		○			

シートB（水源地域の汚染状況等）

① 水 源 名 塩水水源（宮ヶ瀬浄水場分）

【水源種別：河川水（伏流水）・浄水方法：急速ろ過】

番号	定期検査項目	基本検査頻度	シートAでの検査頻度	検査頻度を決定する上での根拠事例	シートBでの評価	
基3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	1回/3年	水源域に当該物質の使用事業所あるいは産業廃棄物の処理及び処分場が存在せず、また自然由来等により基準値の2分の1以上検出されないため、(+)とします。	+	
基4	水銀及びその化合物	1回/3月	1回/3年		+	
基5	セレン及びその化合物	1回/3月	1回/3年		+	
基6	鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年		+	
基7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年		+	
基8	六価クロム化合物	1回/3月	1回/3年		+	
基12	フッ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年		+	
基13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年		+	
基14	四塩化炭素	1回/3月	1回/3年		水源域に当該物質の使用事業所あるいは産業廃棄物の処理及び処分場が存在しないため、(+)とします。	+
基15	1,4-ジオキサン	1回/3月	1回/3年	+		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月	1回/3年	+		
基17	ジクロロメタン	1回/3月	1回/3年	+		
基18	テトラクロロエチレン	1回/3月	1回/3年	+		
基19	トリクロロエチレン	1回/3月	1回/3年	+		
基21	ベンゼン	1回/3月	1回/3年	+		
基33	亜鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年	水源域に当該物質の使用事業所あるいは産業廃棄物の処理及び処分場が存在せず、また自然由来等により基準値の2分の1以上検出されないため、(+)とします。		+
基34	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	1回/年			+
基35	鉄及びその化合物	1回/3月	1回/3年		+	
基36	銅及びその化合物	1回/3月	1回/3年		+	
基37	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	1回/3年		+	
基38	マンガン及びその化合物	1回/3月	1回/3年		+	
基40	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	1回/3月	1回/年		+	
基41	蒸発残留物	1回/3月	1回/年	自然由来等により基準値の2分の1以上検出されないため、(+)とします。	+	
基42	陰イオン界面活性剤	1回/3月	1回/3年	水源域に当該物質の使用事業所あるいは産業廃棄物の処理及び処分場が存在しないため、(+)とします。	+	
基43	ジェオスミン	原因藻類発生時期に1回/月	1回/3年	原因藻類が発生するおそれがないため、(+)とします。	+	
基44	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に1回/月	1回/3年		+	
基45	非イオン界面活性剤	1回/3月	1回/3月	水源域に当該物質の使用事業所あるいは産業廃棄物の処理及び処分場が存在しないため、(+)とします。	+	
基46	フェノール類	1回/3月	1回/3年		+	

シートC (浄水方法)

① 施設名 宮ヶ瀬浄水場

【浄水方法：急速ろ過・水源種別：河川水（伏流水）】

番号	定期検査項目	基本検査頻度	シートAでの検査頻度	検査頻度を決定する上での根拠事例	シートCでの評価	
基3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	1回/3年	急速ろ過では除去されにくい ため、空欄とします。		
基4	水銀及びその化合物	1回/3月	1回/3年			
基5	セレン及びその化合物	1回/3月	1回/3年			
基6	鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年	急速ろ過である程度除去可能 であるため、(+)とします。	+	
基7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年	凝集沈殿+急速ろ過で除去さ れるため、(+)とします。	+	
基8	六価クロム化合物	1回/3月	1回/3年	急速ろ過では除去されにくい ため、空欄とします。		
基12	フッ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年			
基13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年			
基14	四塩化炭素	1回/3月	1回/3年			
基15	1,4-ジオキサン	1回/3月	1回/3年			
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロ エチレン	1回/3月	1回/3年			
基17	ジクロロメタン	1回/3月	1回/3年			
基18	テトラクロロエチレン	1回/3月	1回/3年			
基19	トリクロロエチレン	1回/3月	1回/3年			
基21	ベンゼン	1回/3月	1回/3年			
基33	亜鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年			
基34	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	1回/年		急速ろ過で除去されるため、 (+)とします。	+
基35	鉄及びその化合物	1回/3月	1回/3年			+
基36	銅及びその化合物	1回/3月	1回/3年	急速ろ過では除去されにくい ため、空欄とします。		
基37	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	1回/3年			
基38	マンガン及びその化合物	1回/3月	1回/3年	急速ろ過で除去されるため、 (+)とします。	+	
基40	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	1回/3月	1回/年	急速ろ過では除去されにくい ため、空欄とします。		
基41	蒸発残留物	1回/3月	1回/年			
基42	陰イオン界面活性剤	1回/3月	1回/3年			
基43	ジェオスミン	原因藻類発生 時期に1回/月	1回/3年			
基44	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生 時期に1回/月	1回/3年			
基45	非イオン界面活性剤	1回/3月	1回/3月			
基46	フェノール類	1回/3月	1回/3年			

シートD（送水・配水・給水の状況及び資機材の状況）

- ① 送水管 なし  
 ② 配水管 ダクタイル鋳鉄管・水道用塗覆鋼管・ポリエチレン管・塩化ビニル管  
 ③ 給水管 硬質塩化ビニルライニング鋼管・ステンレス鋼管・ポリエチレン管・塩化ビニル管・鉛管  
 ④ 資機材 なし

番号	定期検査項目	基本検査頻度	シートAでの検査頻度	検査頻度を決定する上での根拠事例	シートDでの評価
基3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	1回/3年	影響がないため、評価の対象外とします。	*
基4	水銀及びその化合物	1回/3月	1回/3年		*
基5	セレン及びその化合物	1回/3月	1回/3年		*
基6	鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年	資機材からの溶出がないので、(+)とします。	+
基7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年	影響がないため、評価の対象外とします。	*
基8	六価クロム化合物	1回/3月	1回/3年	資機材からの溶出がないので、(+)とします。	+
基12	フッ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年	影響がないため、評価の対象外とします。	*
基13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年		*
基14	四塩化炭素	1回/3月	1回/3年		*
基15	1,4-ジオキサン	1回/3月	1回/3年		*
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月	1回/3年		*
基17	ジクロロメタン	1回/3月	1回/3年		*
基18	テトラクロロエチレン	1回/3月	1回/3年		*
基19	トリクロロエチレン	1回/3月	1回/3年		*
基21	ベンゼン	1回/3月	1回/3年		*
基33	亜鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年		資機材からの溶出がないので、(+)とします。
基34	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	1回/年	影響がないため、評価の対象外とします。	*
基35	鉄及びその化合物	1回/3月	1回/3年	鋼管の一部で老朽化によるサビが発生しているため、空欄とします。	
基36	銅及びその化合物	1回/3月	1回/3年	資機材からの溶出がないので、(+)とします。	+
基37	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	1回/3年	影響がないため、評価の対象外とします。	*
基38	マンガン及びその化合物	1回/3月	1回/3年	配水管の内面にマンガンが付着しているため、空欄とします。	
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1回/3月	1回/年	影響がないため、評価の対象外とします。	*
基41	蒸発残留物	1回/3月	1回/年		*
基42	陰イオン界面活性剤	1回/3月	1回/3年		*
基43	ジェオスミン	原因藻類発生時期に1回/月	1回/3年		*
基44	2-メチルイソボルネオール		1回/3年		*
基45	非イオン界面活性剤	1回/3月	1回/3月		*
基46	フェノール類	1回/3月	1回/3年		*

シートE (薬品の使用状況)

① 凝集剤 ポリ塩化アルミニウム (PAC)

② 消毒剤 次亜塩素酸ナトリウム

番号	定期検査項目	基本検査頻度	シートAでの検査頻度	検査頻度を決定する上での根拠事例	シートEでの評価	
基3	カドミウム及びその化合物	1回/3月	1回/3年	影響がないため、評価の対象外とします。	*	
基4	水銀及びその化合物	1回/3月	1回/3年		*	
基5	セレン及びその化合物	1回/3月	1回/3年		*	
基6	鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年		*	
基7	ヒ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年		*	
基8	六価クロム化合物	1回/3月	1回/3年		*	
基12	フッ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年		影響がないため、評価の対象外とします。	*
基13	ホウ素及びその化合物	1回/3月	1回/3年			*
基14	四塩化炭素	1回/3月	1回/3年	*		
基15	1,4-ジオキサン	1回/3月	1回/3年	*		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月	1回/3年	*		
基17	ジクロロメタン	1回/3月	1回/3年	*		
基18	テトラクロロエチレン	1回/3月	1回/3年	*		
基19	トリクロロエチレン	1回/3月	1回/3年	*		
基21	ベンゼン	1回/3月	1回/3年	*		
基33	亜鉛及びその化合物	1回/3月	1回/3年	*		
基34	アルミニウム及びその化合物	1回/3月	1回/年	アルミニウム系凝集剤を使用しているため、空欄とします。		
基35	鉄及びその化合物	1回/3月	1回/3年	鉄系凝集剤を使用していないため、(+)とします。	+	
基36	銅及びその化合物	1回/3月	1回/3年	影響がないため、評価の対象外とします。	*	
基37	ナトリウム及びその化合物	1回/3月	1回/3年		*	
基38	マンガン及びその化合物	1回/3月	1回/3年		*	
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1回/3月	1回/年		*	
基41	蒸発残留物	1回/3月	1回/年		*	
基42	陰イオン界面活性剤	1回/3月	1回/3年		*	
基43	ジェオスミン	原因藻類発生時期に1回/月	1回/3年		*	
基44	2-メチルイソボルネオール		1回/3年		*	
基45	非イオン界面活性剤	1回/3月	1回/3月		*	
基46	フェノール類	1回/3月	1回/3年		*	

シートF (検査頻度の総合判定)

① 宮ヶ瀬浄水場系 (塩水水源分)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	シートA	シートB	シートC	シートD	シートE	総合判定				
				基準値からの頻度	水源地域汚染状況	浄水方法	送配水・資機材等の状況	薬品の使用状況	1回/月	1回/3月	1回/年	1回/3年	
基1	一般細菌	×	1回/月						●				
基2	大腸菌	×							●				
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	+							○	
基4	水銀及びその化合物	○		1回/3年	+								○
基5	セレン及びその化合物	○		1回/3年	+								○
基6	鉛及びその化合物	○		1回/3年	+	+	+						○
基7	ヒ素及びその化合物	○		1回/3年	+	+							○
基8	六価クロム化合物	○		1回/3年	+		+						○
基9	亜硝酸態窒素	×		1回/3月							●		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×										●	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×									●		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	+							○	
基13	ホウ素及びその化合物	○		1回/3年	+								○
基14	四塩化炭素	○		1回/3年	+								○
基15	1,4-ジオキサン	○		1回/3年	+								○
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○		1回/3年	+								○
基17	ジクロロメタン	○		1回/3年	+								○
基18	テトラクロロエチレン	○		1回/3年	+								○
基19	トリクロロエチレン	○		1回/3年	+								○
基21	ベンゼン	○		1回/3年	+								○
基22	塩素酸	×		1回/3月							●		
基23	クロロ酢酸	×									●		
基24	クロロホルム	×									●		
基25	ジクロロ酢酸	×									●		
基26	ジブロモクロロメタン	×									●		
基27	臭素酸	×									●		
基28	総トリハロメタン	×									●		
基29	トリクロロ酢酸	×									●		
基30	ブロモジクロロメタン	×									●		
基31	ブロモホルム	×									●		
基32	ホルムアルデヒド	×									●		
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月		1回/3年	+		+					○
基34	アルミニウム及びその化合物	○		1回/年	+	+						○	
基35	鉄及びその化合物	○		1回/3年	+	+		+					○
基36	銅及びその化合物	○		1回/3年	+		+						○
基37	ナトリウム及びその化合物	○		1回/3年	+								○
基38	マンガン及びその化合物	○		1回/3年	+	+							○
基39	塩化物イオン	×	1回/月						●				
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	+						○		
基41	蒸発残留物	○		1回/年	+							○	
基42	陰イオン界面活性剤	○		1回/3年	+								○
基43	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に1回/月	1回/3年	+							○	
基44	2-メチルイソボルネオール	○		1回/3年	+								○
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3月	+					○			
基46	フェノール類	○		1回/3年	+								○
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月						●				
基48	pH値	×								●			
基49	味	×								●			
基50	臭気	×								●			
基51	色度	×								●			
基52	濁度	×								●			

シートG（水質検査計画における実施頻度の決定）

① 宮ヶ瀬浄水場系（塩水水源分）

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	判定結果(参考)	実施検査頻度	設定理由	
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基2	大腸菌	×					
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去において検出されていないため 水源に汚染源が存在しないため	
基4	水銀及びその化合物	○					
基5	セレン及びその化合物	○					
基6	鉛及びその化合物	○					
基7	ヒ素及びその化合物	○					
基8	六価クロム化合物	○					
基9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×					
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×					
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	水源に汚染源が存在しないため 過去において検出されていないため No. 20は令和8年度より実施の為省略不可	
基13	ホウ素及びその化合物	○					
基14	四塩化炭素	○					
基15	1,4-ジオキサン	○					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○					
基17	ジクロロメタン	○					
基18	テトラクロロエチレン	○					
基19	トリクロロエチレン	○					
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	×					
基21	ベンゼン	○					
基22	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目	
基23	クロロ酢酸	×					
基24	クロロホルム	×					
基25	ジクロロ酢酸	×					
基26	ジブロモクロロメタン	×					
基27	臭素酸	×					
基28	総トリハロメタン	×					
基29	トリクロロ酢酸	×					
基30	ブロモジクロロメタン	×					
基31	ブロモホルム	×					
基32	ホルムアルデヒド	×					
基33	亜鉛及びその化合物	○					1回/3月
基34	アルミニウム及びその化合物	○	1回/年	1回/3月	基本検査頻度		
基35	鉄及びその化合物	○	1回/3年	1回/3年	1回/年	水源に汚染源が存在しないため	
基36	銅及びその化合物	○					
基37	ナトリウム及びその化合物	○					
基38	マンガン及びその化合物	○					
基39	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/年	1回/年	水源に汚染源が存在しないため	
基41	蒸発残留物	○					
基42	陰イオン界面活性剤	○	原因藻類発生時期に1回/月	1回/3年	1回/年	過去において検出されていないため 水源に汚染源が存在しないため	
基43	ジェオスミン	○					
基44	2-メチルイソボルネオール	○					
基45	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	基本検査頻度	
基46	フェノール類	○		1回/3年	1回/年	過去において検出されていないため	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目	
基48	pH値	×					
基49	味	×					
基50	臭気	×					
基51	色度	×					
基52	濁度	×					